

他市町村に引越するときの各手続のお知らせ

令和8年4月現在

転出届 について

【届出に必要なもの】

●本人確認書類

- ・ 1点で本人確認できるもの：官公庁が発行した顔写真付で身分が証明できるもの、
個人番号カード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
- ・ 本人確認に2点必要なもの：健康保険証または資格確認書、年金手帳、介護保険証、学生証、社員証など

●お持ちの方は「個人番号カード」

●国外に転出される方でお持ちの方は「個人番号カード」

【代理の方が手続きする場合】

- 異動者本人からの委任状が必要です。※同じ世帯と一緒に異動する方は必要ありません。
- 法定代理人の場合は資格を証明できる書類の提示が必要です。
- 窓口に来られた方の本人確認を行います。

【住民票などのコンビニ交付利用について】

住民票

転出届を受理した当日より、転出予定者及びその同一世帯員の方については、コンビニ交付での利用ができなくなります。

転出予定者は、転入先自治体での転入手続き時に、コンビニ交付の利用開始時期をご確認ください。同一世帯員の方については、転出予定者の転出予定日当日から、利用可能となります。

印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、戸籍附票、所得課税証明書

転出届を受理した当日より、転出予定者は、コンビニ交付での利用ができなくなります。

同一世帯員の方は、これまでどおり利用可能です。

※各種証明書が必要な場合は、コンビニ交付を利用しなくても窓口などで取得できますので、ご不明点等ございましたら詳細についてお問合せ願います。

【手続きができるところ】

●市役所戸籍住民課 開庁時間：平日8時45分～17時15分

住所：千歳市東雲町2丁目34番地 TEL：24-0264（直通）

●各支所 開庁時間：平日8時45分～17時15分

- ・ 向陽台支所（住所：千歳市若草4丁目13番地の1 TEL：28-6131）
- ・ 東部支所（住所：千歳市東丘824番地の121 TEL：21-3131）
- ・ 支笏湖支所（住所：千歳市支笏湖温泉3番地 TEL：25-2004）

※各支所ではできない手続きがありますので、詳細はお問合せ願います。



住所の手続き

該当	手続済	該当する方	千歳市での手続き	新住所地での手続き	窓口
		印鑑登録をしている方	転出（予定）日をもって自動的に登録は廃止されます。印鑑登録証（カード）をお返し願います。窓口に戻すことができない方は、はさみなどで切ってご自身で処分願います。	新たに印鑑登録が必要な方は、新住所地で手続き願います。	第2庁舎 1階1番 戸籍住民課 戸籍住民係 TEL 24-0264 1階1-6番 戸籍住民課 主査（個人番号カード担当） TEL 24-0127 ※個人番号カードに関すること
		個人番号カードを申請して受け取っていない方	転出してしまうと受け取ることができなくなります。交付通知書が届いている方は交付手続きを済ませてから転出手続き願います。	受け取っていない場合は引っ越した市町村で再度申請いただく必要があります。	
		国外へ転出する方で個人番号カードをお持ちの方	国外でも個人番号カードを継続して利用することができます。国外への転出届をする際に、個人番号カードを窓口へ提出願います。	特になし	

年金・健康保険・医療助成・介護

該当	手続済	該当する方	千歳市での手続き	新住所地での手続き	窓口
		国民年金に加入または受給している方	千歳市での手続きは必要ありません。ただし、海外に転出される方は、資格喪失の手続きが必要となります。	年金手帳（証書）または基礎年金番号通知書を持参し、手続き願います。	第2庁舎 1階1-5番 戸籍住民課 年金係 TEL 24-0267
		国民健康保険に加入している方	転出者全員分の資格確認書、限度額適用認定証などの各認定証（いずれも交付されている方のみ）を持参願います。また、保険料の精算が必要となります。	新たに加入手続き願います。	第2庁舎 1階2番 国保医療課 国保料係 TEL 24-0279
		後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書をお返し願います。北海道外へ転出される方は、「負担区分等証明書」の交付を受ける必要があります。	北海道外へ転出される方は、千歳市で交付を受けた「負担区分等証明書」を転出先市区町村に提出願います。	第2庁舎 1階2番 国保医療課 後期高齢者医療係 TEL 24-0273
		介護保険証の交付を受けている方	介護保険証をお返し願います。要介護・要支援認定を受けている方は「介護保険受給資格証明書」の交付を受ける必要があります。保険料の精算が必要となります。	要介護・要支援認定を受けている方は、千歳市で交付を受けた「介護保険受給資格証明書」を持参し、手続き願います。	第2庁舎 1階7番 高齢者支援課 介護保険係 TEL 24-0297 介護認定係 TEL 24-0298
		子ども、未熟児、重度心身障がい者、ひとり親家庭等の医療費助成を受けている方	受給資格喪失届をし、受給者証をお返し願います。新住所地で医療費助成の申請をする場合、千歳市の「所得・課税証明書」が必要となる場合があります。	必要書類を持参して新たに手続き願います。	第2庁舎 1階2番 国保医療課 医療助成係 TEL 24-0289

* 手続に関する情報は、千歳市のホームページにも詳しく掲載しています。

千歳市ホームページアドレス <https://www.city.chitose.lg.jp/>

「市民向け」→「戸籍・住民票・証明」→「届出・申請・証明」

→「住所変更・世帯変更の手続」へお進み願います。

千歳市市民環境部戸籍住民課戸籍住民係

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目3 4番地 電話 0123-24-0264



こども

該当	手続済	該当する方	千歳市での手続き	新住所地での手続き	窓口
		児童手当を受給している方	児童手当支給事由消滅届を提出願います。 新住所地で、新たに認定請求の手続きが必要となります。 ※公務員の方は、職場で必要書類等をご確認願います。	転出予定日から15日以内に、新たに手続き願います。	第2庁舎 1階3番 こども家庭課 こども家庭係 TEL 24-0328
		児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当は、住所変更届を提出願います。 特別児童扶養手当は、千歳市での手続きは必要ありません。	新たに手続き願います。	
		学童クラブ・ランドセル来館の入所している方	学童クラブ解除届、ランドセル来館解除届の提出が必要となります。	新住所地で新たに手続き願います。	第2庁舎 1階3番 こども政策課
		認定こども園・保育園などの入園している方、新2号認定を受けている方	退園届の提出が必要となります。	新住所地で新たに手続き願います。	保育係 TEL 24-0340
		転校の手続（公立小中学校の児童・生徒）	今までの学校で、「在学証明書」・「転学児童生徒教科用図書給与証明書」の交付を受ける必要があります。	千歳市で交付を受けた「在学証明書」・「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を持参し、新しい学校の指定を受ける必要があります。	第2庁舎 2階10番 学校教育課 学校教育係 TEL 24-0839

税金

該当	手続済	該当する方	千歳市での手続き	新住所地での手続き	窓口
		原動機付自転車をお持ちの方	「ナンバープレート」・「標識交付証明書」・「運転免許証」を持参して、廃車届を提出し、「廃車証明書」の交付を受ける必要があります。	新たに手続をし、新しいナンバープレートの交付を受ける必要があります。	第2庁舎 1階4番 税務課市民税係 TEL 24-0158
		海外へ転出する方	「納税管理人申告書」を提出し、ご本人に代わって市税に関する一切の事項を処理する方を定めていただく必要があります。	特に必要ありませんが、再度千歳市へ転入した際は申告願います。	

その他

該当	手続済	該当する方	千歳市での手続き	新住所地での手続き	窓口
		犬を飼っている方	犬と一緒に転出される場合、千歳市での手続は必要ありません。 犬を千歳市に残して転出される場合は、飼い主の変更手続が必要となります。	犬と一緒に転出される飼い主は、鑑札・狂犬病予防注射済票を持参して、登録事項の変更手続き願います。	本庁舎 1階16番 環境課 生活環境係 TEL 24-0261
		防災行政無線戸別受信機等の変更届・返還届	貸与されている方が転出される場合、変更届・返還届が必要となる場合があります。	新たに手続き願います。	本庁舎 2階24番 危機管理課 防災・危機対策係 TEL 24-0144
		上下水道をご利用の方	転出前に使用中止手続きが必要となります。インターネットでのお手続きも可能です。【お引越し受付専用フリーダイヤル 0120-910-203】	新住所地で新たに手続き願います。	水道局 料金センター TEL 24-3253

- ※ 都合により転出しなくなった場合には、「転出証明書」・「届出人の本人確認ができるもの（運転免許証等）」を持参の上、転出を取消し願います。
- ※ 転出予定で届出をして、転出証明書に記載した異動日や新住所が変更になった場合、転出証明書の修正は必要ありませんので、そのまま変更後の市区町村役場へ転入届出願います。
- ※ 国外へ転出された方が帰国して転入届をするときは、転出証明書の代わりに①パスポート ②戸籍謄本または抄本 ③戸籍の附票が必要です。ただし、転入される市区町村に本籍がある場合は、②・③の書類は不要です。

☆ 個人番号カードをお持ちの皆様へ ☆

カードの継続利用について

次の条件に当てはまる方は、継続利用手続きをして、転入先の市町村でカードを利用することができます。

1. 継続利用の条件

- ① カードが有効期間内である。
- ② 転入届を※イメージ図※の期間内に行っている。
- ③ 転入届の日から 90 日以内である。
- ④ カードを持参している。
- ⑤ カードの暗証番号（数字 4 桁）を入力することができる。

2. 手続きができる方

転入者本人及び転入者と同一世帯の方

※任意代理人が手続きする場合は、手続方法が異なるので、転入先の市町村にあらかじめご確認願います。

3. 手続きするうえでの注意点

- ① ※イメージ図※の期限を過ぎると継続利用はできません。（廃止・回収となります）
個人番号カードは再発行できますが、手数料がかかります。（初回手数料無料）
- ② 暗証番号がわからない場合でご本人様が手続きする場合は、暗証番号の再設定（本人確認書類：免許証等が別途必要）をすることができます。同一世帯の方は、暗証番号の再設定はできません。
- ③ カードに格納されている署名用電子証明書は転出により失効します。必要な方は、転入先の市町村で申請願います。

特例転出について

カードをお持ちの方又は同一世帯内でカードをお持ちの方と一緒に転出する方で、次の条件に当てはまる方は、紙の転出証明書の発行をせず、カードを転入先市町村に持っていき、転入届を行うことができます。

1. 特例転出ができる条件

- ① 転出届出が転出予定日より前又は転出した日から 14 日以内である。
- ② カードが使用できる状態（運用中）であり、有効期限内のカードである。

2. 手続きができる方

転出する本人で転出届出時にカードを持参している方

「カードを利用した特例での届出（特例転出）」及び「カードの継続利用手続き」ができる期間

※イメージ図※

